

○新潟大学教育研究院自然科学系動物実験委員会内規

平成16年7月7日
自然科学系長裁定

(設置)

第1条 新潟大学教育研究院自然科学系に、新潟大学動物実験委員会(以下「全学委員会」という。)から付託等された事項などについて検討するため、新潟大学教育研究院自然科学系動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 全学委員会から付託等された事項
- (2) 動物保管環境及び動物実験環境の整備に関する事項
- (3) その他動物実験に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 全学委員会委員
- (2) 自然科学系において、動物実験に携わる教員のうちから4人

(任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号に規定する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、自然科学系事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成16年7月7日から実施する。
- 2 この内規の施行後最初に選出される第3条第2号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。